

■地域包括支援センターの人員基準

■包括的支援事業に係る人員基準

◎第1号被保険者(65歳以上の高齢者)

3000人～6000人ごとに、保健師、
社会福祉士及び主任介護支援専門員
(準ずる者を含む)を最低限それぞれ
各1人

※小規模市町村の場合の例外措置あり

※この基準は最低基準であり、上記基準
を満たしておれば、上記資格以外の者で
あっても担当する専門知識を有すれば、
包括的支援事業に従事することは可能

+

■介護予防支援の人員基準

◎次に掲げる職種のうちから「必要な数」

[要件]

- ・保健師
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・経験ある看護師
- ・3年以上経験の社会福祉主事

※介護予防支援業務に従事するためには、
上記のいずれかの資格を有することが必要。

※ 地域包括支援センターは、介護予防支援事業所としての指定を受けており、いわば、包括的支援事業と介護予防支援業務(予防給付のケアマネジメント)の「2枚看板」となっている。人員基準についても、包括的支援事業に係る基準と介護予防支援に係る基準の2本立てとなっており、双方を満たす必要がある。

※ したがって、通常は単に3職種を置くのみだけでは不十分であり、介護予防支援を実施するための職員を置くことが必要となる。

※ 書類整理や報酬請求事務などの事務処理作業については、専門職種でなくとも実施することができる。